

平成22年度 第1回甲種

防火管理新規講習会

○日時 2月3日(木)・4日(金)

午前8時30分から
午後4時30分まで

○場所 古河市中央運動公園
屋内温水プール棟2階研修室
(古河市下大野2528)

○受講料 4,000円
(テキスト代含む)

※申請受付時に徴収
○定員 70名

○申請受付
1月11日(火)午前8時30分から
(印鑑持参)

※定員になり次第締め切ります。
○申請先・お問い合わせ
古河消防署予防係
☎(4)0120

◇聴覚・言語等に障害がある方
の110番システム

○受講料 4,000円
(テキスト代含む)

※申請受付時に徴収
○定員 70名

○申請受付
1月11日(火)午前8時30分から
(FAXによる緊急通報の受付)

◇緊急を要さない要望・相談は、
警察安全総合相談センターへ

○お問い合わせ
安全課へおかけください。

110番通報の
適切な利用について
110番は、事件・事故にあつたときや目撃したときに、警察へ緊急の通報をするための手段です。

◇携帯電話から110番するときは
・市外局番なしで「110」をプッシュしてください。

・携帯電話から110番すると、通報場所の位置がある程度特定されますが、近くのお店、または、東京電力の電柱番号や自動販売機の住所ステッカーの住所を教えてください。

・携帯電話をかけながらの運転は禁止されています。安全な場所に停止してから110番してください。

○設置する警報器の種類は、煙式のものとなります。

○住宅用火災警報器等は、「NSマークのある商品の購入を推奨します。

○お問い合わせ
☎029(224)6216

・メール110番
<http://ibaraki110.jp/>

（携帯電話からインターネットを経由して文字の対話による緊急通報の受付）

○住宅用火災警報器等の購入は、最寄りの防災機器販売業者またはホームセンター等にて取り扱われております。

○悪質な訪問販売等には、十分注意されるようお願いします。

詳しくは最寄りの消防署にお問い合わせください。

○お問い合わせ
茨城西南地方

（FAXによる緊急通報の受付）

◇緊急を要さない要望・相談は、警察安全総合相談センターへ

○お問い合わせ
#9110 **☎**029(301)9110 または、警察署生活

○お問い合わせ
境警察署地域課
☎(86)0110

（FAXによる緊急通報の受付）

◇緊急を要さない要望・相談は、警察安全総合相談センターへ

○お問い合わせ
茨城西南地方

（FAXによる緊急通報の受付）

◇緊急を要さない要望・相談は、警察安全総合相談センターへ

○お問い合わせ
茨城西南地方

（FAXによる緊急通報の受付）

◇緊急を要さない要望・相談は、警察安全総合相談センターへ

○お問い合わせ
茨城西南地方

○住宅用火災警報器等を設置する場所は、寝室や階段となります。

○設置する警報器の種類は、煙式のものとなります。

○住宅用火災警報器等は、「NSマークのある商品の購入を推奨します。

○お問い合わせ
☎029(224)6216

・メール110番
<http://ibaraki110.jp/>

（携帯電話からインターネットを経由して文字の対話による緊急通報の受付）

○住宅用火災警報器等の購入は、最寄りの防災機器販売業者またはホームセンター等にて取り扱われております。

○悪質な訪問販売等には、十分注意されるようお願いします。

詳しくは最寄りの消防署にお問い合わせください。

○お問い合わせ
茨城西南地方

（FAXによる緊急通報の受付）

◇緊急を要さない要望・相談は、警察安全総合相談センターへ

○お問い合わせ
茨城西南地方

（FAXによる緊急通報の受付）

◇緊急を要さない要望・相談は、警察安全総合相談センターへ

○お問い合わせ
茨城西南地方

（FAXによる緊急通報の受付）

◇緊急を要さない要望・相談は、警察安全総合相談センターへ

○お問い合わせ
茨城西南地方

（FAXによる緊急通報の受付）

◇緊急を要さない要望・相談は、警察安全総合相談センターへ

○お問い合わせ
茨城西南地方

締結しても、賃金額については無効とされ最低賃金額と同額の契約をしたものみなされます。

○お問い合わせ
茨城労働局労働基準部賃金室
☎029(224)6216

・メール110番
<http://www.tsukuba-tci.co.jp/>

（携帯電話からインターネットを経由して文字の対話による緊急通報の受付）

○住宅用火災警報器等の購入は、最寄りの防災機器販売業者またはホームセンター等にて取り扱われております。

○悪質な訪問販売等には、十分注意されるようお願いします。

詳しくは最寄りの消防署にお問い合わせください。

○お問い合わせ
茨城西南地方

（FAXによる緊急通報の受付）

◇緊急を要さない要望・相談は、警察安全総合相談センターへ

○受講対象 ベンチャーエンタープライズ等の中小企業の新規雇用社員、既契約をしたもののみなされます。

○お問い合わせ
茨城労働局労働基準部賃金室
☎029(224)6216

・メール110番
<http://www.tsukuba-tci.co.jp/>

（携帯電話からインターネットを経由して文字の対話による緊急通報の受付）

○住宅用火災警報器等の購入は、最寄りの防災機器販売業者またはホームセンター等にて取り扱われております。

○悪質な訪問販売等には、十分注意されるようお願いします。

詳しくは最寄りの消防署にお問い合わせください。

○お問い合わせ
茨城西南地方

（FAXによる緊急通報の受付）

◇緊急を要さない要望・相談は、警察安全総合相談センターへ

○お問い合わせ
茨城西南地方

（FAXによる緊急通報の受付）

◇緊急を要さない要望・相談は、警察安全総合相談センターへ

○お問い合わせ
茨城西南地方

（FAXによる緊急通報の受付）

◇緊急を要さない要望・相談は、警察安全総合相談センターへ

○お問い合わせ
茨城西南地方

（FAXによる緊急通報の受付）

◇緊急を要さない要望・相談は、警察安全総合相談センターへ

○お問い合わせ
茨城西南地方

（FAXによる緊急通報の受付）

◇緊急を要さない要望・相談は、警察安全総合相談センターへ